

令和2年度

通常総会資料

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通常総会次第

1 功 勞 者 表 彰

2 会 務 報 告

報告第1号 令和元年度要望事項の報告について P 1 ~ 5

3 議 案 審 議

議案第1号 令和元年度事業報告について P 6 ~ 8

議案第2号 令和元年度収入支出決算について P 9 ~ 11

議案第3号 令和元年度監査報告について P12

議案第4号 令和2年度役員（案）の承認について P13

議案第5号 令和2年度事業計画（案）について P14 ~ 15

議案第6号 令和2年度収入支出予算（案）について P16 ~ 18

議案第7号 令和2年度議長及び監事の選任について P19

功 勞 者 表 彰 名 簿

被表彰者

理 事 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会)

理 事 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会)

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

会 長 [REDACTED] ([REDACTED] 町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

報告第1号 令和元年度要望事項の報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
1	第4地区 第5地区	<p>モノレール駅名変更「葭川公園」を「中央公園」へ ※</p> <p>平成28年に中央区のにぎわいを担っていた千葉パルコが、また29年に千葉県、千葉市の高級消費のシンボルであった三越千葉店が営業停止、閉鎖され、千葉銀座、富士見などの千葉市の中心商店街の灯がさらに暗くなった。一方、平成30年JR千葉駅の改築と駅ビル内の店舗街が話題をよび、乗降客以外の近隣住民も「エキナカ」へ押し寄せている。</p> <p>千葉市の中心街の再興のためには、中心街への交通アクセスが生死を握っている。路線バスや平成29年にスタートしたC-bus（シー・バス）もあるが、重要なのは千葉市のモノレールの活用である。千葉駅ビルの改装によりJR駅からモノレール駅に直接つながる通路ができたが、最低料金が200円ということもあって利用客は伸びていないのが現状である。まず中心商店街へモノレールが便利であるというアピールが欠けている現状を変えなければならない。</p> <p>千葉銀座や富士見などの中心街の近接モノレール駅は「葭川公園」であるが、読みの難しさや知名度の低さから、どこにあるか知らない市民が大半である。一方、すぐそばの「中央公園」はさまざまなイベントが催され、商店街や文化センター、美術館などの文化施設にも近く、市民の集いの中心になっているが、その近接モノレール駅がわかりにくく知られていない。</p> <p>以上のことからモノレール駅名を「葭川公園」から「中央公園」に変更することを要望する。また、この駅が中央公園、美術館、区役所（きぼーる）のアクセスの駅であることを千葉駅や葭川公園駅内に表示することを要望する。</p>	<p>都市局 都市部 交通政策課</p>	<p>「葭川公園」という駅名については、開業前の平成10年に市民から応募された案に基づき、学識経験者、市議会議員、関係機関団体及び地域の代表者により組織された千葉市都市総合交通対策協議会にて選考されています。</p> <p>また、駅名を変更する場合、関東一円で利用されているICカード（パスモ・事業者）のシステム変更をはじめ、各駅の料金表などの看板や券売機の印字の変更、さらにはアナウンス設備の変更などが必要となり、これらの変更には多額の費用が見込まれるため、モノレール会社の経営状況からも、駅名を変更することは困難と考えております。</p> <p>葭川公園をはじめモノレール各駅の駅名は、会社やイベントなどの最寄駅等として案内されているなど、既に利用者の皆様に定着しているものと認識しておりますので、駅名を変更することは各種企業への負担や、利用者の混乱を招く恐れもあります。</p> <p>なお、今年度からの新たな取り組みとしては、葭川公園駅と千葉みなと駅から命名したキャラクター鉄道むすめ「葭川となみ」をデビューさせ普及活動にも努めております。</p> <p>葭川公園駅が中央公園等のアクセスの駅であることを千葉駅や葭川公園駅内に表示することにつきましては、「葭川となみ」デビューにあわせて「当駅（葭川公園駅）は中央公園の最寄駅です」と記載されたポスターを葭川公園駅に貼付しており、今後出口案内等への対応も予定しております。</p> <p>今後も、より一層、モノレール会社との連携を図り、モノレールの利用促進に努めて参ります。</p>
2	第5地区	<p>京成西登戸・新千葉駅利便性改善に市の協力を ※</p> <p>京成西登戸駅、新千葉駅は登戸、汐見・春日、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、約40年前のホーム延長に伴う改築以来、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障害者、ベビーカー使用の幼児の家族などには大変不便で、かなりの人たちが利用を諦めているのが現状です。私達は平成17年から13年間、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴え、要望書を提出し、簡易改札口の新設などを提案し交渉してきました。平成24年には住民の皆様やこの駅を利用する方々の約6,800名の署名を集めました。</p> <p>平成27年4月、千葉市として京成電鉄の経営統括部に善処を申し入れた際に、鉄道本部計画管理部課長から、国の基準の一日乗降客3,000人以下の駅に関しては京成としてバリア改善する計画はない。地元の改善要望が強い駅は「請願駅」（新設）と同等と考えているという回答がありました。私達は国の基準のバリア改善を要望しているわけではなく、利便性改善のための千葉行き側のホームの簡易改札の設置を永年求めています。</p> <p>西登戸駅の利用客は昨年（2018年）平均1日約2,700名となり、また新千葉駅もJR千葉駅の改築や西口地区の再開発などで利用者は増えています。2020年にはオリンピックパラリンピックが千葉市でも行われ、世界の障害者アスリートや関係者、観客が京成駅を利用することも増えます。</p> <p>平成30年5月、京成本社で幹部と面会し、常務・鉄道本部長から本年度施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進の法改正」に合わせて地元のバリアフリーのまちづくり計画と連携して進めたいという前向きな回答が得られました。千葉市の支援と協力を求めます。</p>	<p>都市局 都市部 交通政策課</p>	<p>駅の改札口については、京成電鉄では原則1駅1改札口としておりますが、西登戸駅・新千葉駅の現在の駅利用状況等を踏まえて、利便性向上に資する施設として京成電鉄に働きかけていくとともに、駅のバリアフリー化の推進にあわせて京成電鉄と協議してまいります。</p> <p>なお、鉄道駅のバリアフリー化につきまして、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を対象に鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対し、国と共に補助を行うなど、継続的にバリアフリー化を促進しております。</p>

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
3	第13地区	<p>都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町～古市場町線」 ※</p> <p>日頃から当該地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度と要望書を提出し25年の歳月を迎えますが着工の兆が見えないため、昨年（平成30年度）に再度要望書を提出いたしました。</p> <p>回答によりますと、平成27年度に都市計画道路の見直しと、平成30年度からは3か年の第3次実施計画により、事業効果の早期発現から着手路線の完成を優先して進めているとのことですが、下記の理由により要望を組み入れて頂きたく、今年度も、継続し要望いたします。</p> <p>【明德高校前より生実台セブンイレブン間の早期着工を切にお願い申し上げます。</p> <p>この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に、現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることになりまして、何卒ご配慮賜りたく、優先順位の打上と早期着工、完成を要望いたします。】</p>	建設局 道路部 道路計画課	<p>平成30年度から3か年間の第3次実施計画では、事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めているところであり、新規路線となる「生実町古市場町線」（平成27年度の都市計画道路の見直しにより、「仁戸名町古市場町線」から変更）の早期事業化は難しい状況です。</p> <p>本路線を含む未整備の都市計画道路につきましては、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討してまいります。</p>
4	第15地区	<p>マンホールトイレ設置の要望</p> <p>昨年の政府地震調査委員会の発表によりますと、千葉市は今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率が85%と高率だと言われております。</p> <p>東日本大震災では、地震発生から3時間以内に3割の方がトイレに行きたくなったとの報告もあります。ところが、避難場所・避難所における水洗トイレがすぐに使用ができなくなります。しかし震災後、仮設トイレの設置が避難所に設置されるのに数日かかるとの見通しも聞くところですが。</p> <p>そのことから、マンホールトイレの設置についてご協力をお願いしたいと思っております。具体的には、マンホールトイレを県立高校等含むすべての指定緊急避難場所・指定避難所や町会事務所等に備えること、及び、その使い方の教育等ということになるかと思っております。</p>	総務局 防災対策課	<p>災害用のマンホールトイレについては、避難所の衛生環境の向上を図るため、令和5年度末を目途に全市立学校等への整備を進めているところです。</p> <p>指定避難所への整備を優先していることから町会事務所等への設置予定はありませんが、全市立学校への整備完了後は、県立高校などの指定避難所にもマンホールトイレの整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後は、県教育委員会など関係機関と協議を行うとともに、井戸・プールのない施設における水源や設置場所について検討していくこととしております。</p> <p>なお、マンホールトイレや仮設トイレが設置されるまでの措置として、各避難所における簡易トイレ及び携帯トイレの追加整備を進めているところですが、災害時に不足が生じた場合には、民間事業者との災害協定や他市からの支援等によって対応させていただくこととなりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>
5	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について ※</p> <p>第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点（中央区仁戸名町601番地16地先）への信号設置について、道路整備と同時にできるように中央警察署との協議を行うこと。</p> <p>松ヶ丘小学校の東側擁壁を改修し付近の歩道についても十分に幅員を確保するよう計画すること。</p> <p>従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町552番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の拡幅についても早急に実現されますよう要望いたします。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>駅施設のエレベーター設置について、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）および同法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を対象に、各鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対して補助を行い、バリアフリー化を促進しております。</p> <p>大森台駅は平成30年度の1日当たり平均利用者数が2,885人と、基準には達しておりませんが、利用者数は微増ながら年々増えており、また継続的に地元の皆様からも要望等をお寄せいただいております。</p> <p>このため、利用者数3,000人を目途として、バリアフリー化を早期に実現できるよう、京成電鉄と協議してまいります。</p>
			建設局 道路部 道路計画課 街路建設課	<p>現在、ご要望の加曾利町大森町線と連絡する南町宮崎町線（京葉道路の大森橋から宮崎町の青葉の森通りまでの区間）について、早期完成に向け、整備を進めているところであり、</p> <p>加曾利町大森町線の京成大森台駅付近から大網街道までの区間につきましては、南町宮崎町線の事業完了後、事業化を目指していきたいと考えております。</p> <p>また、大森台駅の駅前広場から改札口までのバリアフリーへの配慮や、喜久屋酒店前交差点への信号機設置につきましては、事業化の際に検討をすすめてまいります。</p>

No	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部 課	要望事項に対する回答
6	第16地区	<p>仁戸名町31・45号線の歩道整備について ※ 仁戸名小学校の通学路にあたる、「早月縫製前」（中央区仁戸名町285番地15地先）より「わたなべ整形外科」（中央区仁戸名町94番地4地先）付近までの区間は、仁戸名小学校へ通学する児童の通学路であるが、バス路線でもあり、通行量が大変多いにもかかわらず、歩道整備が完了していない。 当該場所は、道路幅員も狭くなっており交通事故の危険性は大きく、通学路として使用する子供たちが安全・安心に通えるように、早急に歩道を整備されますよう要望いたします。</p>	建設局 道路部 道路建設課	<p>要望箇所については、今年度、早月縫製前交差点から仁戸名町40号線交差点までの約200m区間の歩道整備を予定しております。 残りの区間につきましても、引き続き、土地所有者と用地交渉を行い、歩道整備に取り組んで参ります。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
1	第9地区	<p>市道大蔵寺50号線等の安全対策について 市道仁戸名115号線と大網街道の交差点から、市道大蔵寺50号線を通り、花輪町166番地付近の交差点を経て、大森町25番地付近の信号機のある交差点に至る道路（以下当該道路と言う）は、大網街道との交差点改良工事後、大網街道混雑の抜け道として交通量が急増しています。 西福寺下の交差点で、当該道路に出入りする車の数を見ても、5年前までは全体の1割程度だったものが、現状は5割又はそれ以上と推定されます。しかも主道路の大蔵寺・赤井方面に出入りする車が減ったわけではなく、比率が大きく変動した分、新規に通行する車の数が増加したものと考えられます。 当該道路は途中何か所も大きくカーブしているうえ、道路の幅が4mからその倍以上と激しく変化しており、極めて危険性の高い道路でもあります。その為事故も急増しており、この2年間で花輪町166番地付近の交差点だけでも、人身事故で車両火災も起こした大事故が2件、物損程度の事故が5件発生しています。 また当該道路の2/3ほどは大蔵寺小学校の通学路になっており、更に花輪町166番地付近で70戸ほどの宅地開発が行われ、子どもの数が急増しており、子ども達を交通事故から守ることも急務となっています。 その為、交通安全施設の拡充や道路の拡幅等が必要と考えられますが、効果的な改善を行うために、大網街道との交差点改良工事時（商業施設建設時）に行った交通量調査と比較して検討することが重要と考えられます。そこでまず現状の当該道路の交通量調査・実態調査を早急に実施することを強く要望します。</p>	<p>建設局道路部 道路計画課 建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>大森町25番地先（西福寺下）の交差点について、千葉県警の行方信号のスクランブル化、道路の一方通行化に合わせ、交通安全対策として路面標示や車止めの設置を検討してまいります。 花輪町166番地先の交差点について、交通安全対策として路面標示の追加及び通学路における路肩のカラー化（緑）を実施しました。 今後も交通状況を注視し、必要に応じ交通安全施設の設置を行ってまいります。 なお、道路の拡幅につきましては、事業効果の早期発現の観点から、着手している事業を優先して進めているところであり、早期事業化は困難な状況ではありますが、整備の必要性について検討するため、現地調査等を行ってまいります。</p>
2	第9地区	<p>押しボタン式信号機の待ち時間の短縮化について 蘇我中学校入口の交差点から大蔵寺町公園に向かう途中の白旗グリーンベルトの信号機は、ボタンを押してから青に変わるまでの時間が非常に長くなりかかります。そのため、信号が青に変わるのを待たず、歩行者は車の来ないことを確認すると横断してしまいます。 また、一方で、歩行者がボタンを押すも赤のまま横断してしまうと、その後、歩行者がいないにもかかわらず、車両側の信号が赤に変わり、車は止まらざるを得ません。 安全面を考慮し、多少の待ち時間は必要と考えますが、当該信号機はあまりにも待ち時間が長いと思われます。この理由として、周囲の信号と連動しているためとは聞いていますが、常に2分以上待たされます。 そこで、現状をご確認いただき、当該信号機の待ち時間の短縮化について、連動の必要性（国道との交差点の信号と切り離せないか）を含めて検討、実施することを要望します。</p>	<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>同所の信号機は、現在グリーンベルト側が、車両感应式・歩行者押しボタン式となっているところを、周辺の信号機と連動させて、車両感应式・歩行者押しボタン式を撤廃して、定周期で信号を運用させることとしています。</p>
3	第9地区	<p>大網里道路切歩道の改修のお願い JR内房線、京葉臨海鉄道にある上記踏切の歩道が枕木を使った木製の歩道で凸凹があり、車椅子、シルバーカー、ベビーカーの通行に支障があります。また児童の通学路でもあり、児童が足を挟まれた事もあります。早急の改修をお願いします。</p>	<p>建設局 道路部 道路計画課</p>	<p>当該踏切の歩道が枕木の凸凹により通行に支障をきたしている件につきまして、管理者のJR東日本に、改善を依頼いたしました。 なお、JR東日本からは、通行に支障が生じないよう、段差のすりつけやガタツキ箇所の固定など補修する旨の回答を受けております。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
4	第13地区	<p>村田町19号線上の生浜踏切の拡幅及び前後道路の整備について 村田町19号線整備計画（平成31年2月街路建設課）によると、同踏切は地域の事情等から緊急に改良を要する「地域課題踏切」に、また19号線は村田町のメインストリートつまり地域住民の生活道路として重要な道路として位置づけられている。しかし、同整備計画によればその改良には今後10年を要するとのことであり、同道路の地域における重要性及び安全の確保といった観点から考えたとき、できるだけ早急に改良が必要であると考え。よって、以上のことから同整備計画に先立てて、同踏切の拡幅及びその前後道路の整備を要望するものである。</p>	<p>建設局 道路部 道路計画課 街路建設課</p>	<p>生浜踏切を含む村田町19号線は、道幅が狭く、車両の円滑な通行が確保されていない状況であることから、現在、神明神社から旧道（千葉鴨川線）までの区間の拡幅整備を進めているところであり、これまで、神明神社側の一部区間の整備が完了しております。</p> <p>今後、残る未整備区間について、道幅が狭い箇所など緊急性の高い箇所から順に、測量や設計を実施し、次年度以降事業用地の取得を開始する予定としております。</p> <p>なお、事業区間内にある生浜踏切につきましては、鉄道事業者が施工者となることから、早期整備ができるよう、JR東日本と調整してまいります。</p>
5	第16地区	<p>仁戸名町12号線の道路狭窄標示（注意喚起）について 仁戸名町12号線の始点付近（中央区仁戸名町358番地）は大綱街道との交差点は、階段になっており車両の通行が不可能な箇所であり、私道を通行すれば、大綱街道への通行は可能ではありますが、当該道路の幅員は2.5m程度の箇所もあり地域住民以外の車両が進出すると、車両の通行に障害が発生しています。通行規制注意喚起（この先通り抜けできません等）の看板を表示する事により安全に通行できると考えますので、看板等の整備をされますよう要望いたします。</p>	<p>建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>道路の幅員が狭くなる手前（仁戸名町354番地付近）に注意喚起の看板「この先通り抜けできません」を設置してまいります。</p>
6	第27地区	<p>松ヶ丘坂下公園 側道の拡張 松ヶ丘坂下公園の西側の道路は車1台通るのがやっとで両サイド壁と1m以上の土手で囲まれている為見通しが悪く、防犯上危険である。</p> <p>近年近くで火災があったことから、消防車が走行出来ず、消火活動に支障がないか心配している。</p> <p>元々公園の範囲と道路の範囲が土手の中心で仕切られていることから道路を拡張し公園との境目を整備してほしい。</p>	<p>建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>当該道路の利用状況を鑑みると、早期に全線の道路整備は出来ませんが、今後利用状況を見ながら部分的な整備について検討してまいります。</p>

議案第1号

令和元年度事業報告について

令和元年5月11日（土）きぼ一る11階大会議室において、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、平成30年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和元年度事業計画（案）及び令和元年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- | | |
|-------------|---|
| 平成31年 4月11日 | 旧中央区役所4階会議室において、平成30年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。 |
| 平成31年 4月19日 | 第1回理事会を旧中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 中央区町内自治会連絡協議会役員を選出及び顧問の設置について2 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について3 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について4 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の選出について5 功労者表彰について6 要望事項について |
| 令和元年 5月11日 | 通常総会をきぼ一る11階大会議室において開催し、平成30年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和元年度事業計画（案）及び令和元年度予算（案）を可決した。 |
| 令和元年 7月 1日 | 第2回理事会をきぼ一る15階ボランティア活動室1において開催し、下記の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 要望事項について2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について3 「千葉市中央区町内自治会連絡協議会表彰内規」の一部改正について |
| 令和元年 8月25日 | 市役所本庁舎において九都県市合同防災訓練が行われ、中央区の重点会場である生浜小学校及び各避難所において、町内自治会及び自主防災組織等が防災訓練を実施した。 |

令和元年 9月25日

三役会及び第3回理事会をきぼ一る11階大会議室において開催し、下記の事項を協議した。

- 1 要望事項の回答（区連協要望、市政相談）について
- 2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について

令和元年10月20日

第27回中央区ふるさとまつりが中央公園や栄町通りを中心に盛大に行われ、多くの区民と共に参加した。

令和元年11月22日

中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、東京消防庁本所都民防災教育センター（本所防災館）（東京都墨田区横川4-6-6）と東京都庭園美術館（東京都港区白金台5-21-9）を視察した。

本所防災館では、防災シアターの映像を見た後、地震・煙・暴風雨・都市型水害体験等を通して防災への知識を楽しみながら学んだ。

自由見学の東京都庭園美術館では、雨天の為、庭園を散策される方は多くなかったが各自思い思いに美術品等の見学をした。

当日は、会員相互の意見交換等も図られ、町内自治会間の交流と親睦を深めることができた。また、視察場所での体験等を通し地域社会の発展につながる有意義な研修会とすることができた。

参加者数：63名

参加者負担：2,000円/名

令和2年 1月17日

第4回理事会をきぼ一る11階大会議室において開催し、下記の事項について、協議及び報告した。

（議題）

- 1 令和2年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- 2 令和2年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- 3 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則一部改正の検討について
- 4 町内自治会加入促進パンフレットについて

（報告）

- 1 令和元年度要望事項（マンホールトイレ設置の要望）の回答について
- 2 千葉市町内自治会連絡協議会と市長との意見交換会について
- 3 ごみ問題検討委員会について

令和2年3月25日

新型コロナウイルス拡大防止の観点から、三役会については中止とし、第5回理事会を書面において開催し、下記の事項を協議した。

(議題)

- 1 令和元年度収入支出決算見込について
- 2 令和2年度役員選出(案)について
- 3 中央区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について

(報告)

- 1 令和元年度要望事項(マンホールトイレ設置の要望)の回答について

議案第2号 令和元年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	摘 要
項	目	(A)		(B)	(C)	
補助金	区連協補助金	1,422,000		1,422,000	1,422,000	区連協：797,410円、地区連協：624,590円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	281,682		281,682	255,682	64,841世帯×2円(地区連協負担金) 63名×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	513,937		513,937	513,937	
雑収入	雑収入	8		8	8	預金利子
計		2,217,627	0	2,217,627	2,191,627	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	(B)'のうち 補助対象経費	(B)のうち 補助対象外経費	予算残額 (A) - (B)	摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目								
交 付 金	地区連協 交 付 金	624,590	0	624,590	624,590	624,590	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	0	400,000	350,644	350,644	0	49,356	事務用品、町内自治会のしおり作成、 郵便代
会 議 費		142,000	0	142,000	126,825	126,825	0	15,175	
	総 会 費	124,000	0	124,000	112,616	112,616		11,384	総会資料作成、総会案内はがき代
	役 員 会 議 費	18,000	0	18,000	14,209	14,209	0	3,791	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	50,000	0	50,000	31,644	31,644	0	18,356	表彰者記念品代、表彰状(10名)
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	3,000	0	3,000	30,000	年賀名刺交換会会費(区連協会長)
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	0	502,000	458,936	334,196	124,740	43,064	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	0	104,000	71,000	71,000	0	33,000	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	362,037	0	362,037	0	0	0	362,037	
合 計		2,217,627	0	2,217,627	1,666,639	1,538,899	127,740	550,988	

【全体】

(収入額)

(支出額)

(残額)

2,191,627円 - 1,666,639円 = 524,988円 (令和2年度へ繰越)

【補助金】

(収入額)

(支出額)

1,422,000円 < 1,538,899円

(参考)

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額		補正予算額		予算現額 (A)		支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)		摘要
項	目	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費
交付金	地区連協 交付金	624,590	0	0	0	624,590	0	624,590	0	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	400,000	0	0	0	400,000	0	350,644	0	49,356	0	事務用品、町内自治会のしおり 作成、郵便代
会議費		142,000	0	0	0	142,000	0	126,825	0	15,175	0	
	総会費	124,000	0	0	0	124,000	0	112,616		11,384	0	総会資料作成、総会案内はがき 代
	役員会議費	18,000	0	0	0	18,000	0	14,209	0	3,791	0	三役会・理事会費用
表彰費	表彰費	50,000	0	0	0	50,000	0	31,644	0	18,356	0	表彰者記念品代、表彰状(10名)
渉外費	渉外費	0	33,000	0	0	0	33,000	0	3,000	0	30,000	年賀名刺交換会会費(区連協会 長)
事業費	活動研修費	350,000	152,000	0	0	350,000	152,000	334,196	124,740	15,804	27,260	視察研修費、参加者昼食代
旅費	費用弁償	104,000	0	0	0	104,000	0	71,000	0	33,000	0	理事、監事の費用弁償
予備費	予備費	0	362,037	0	0	0	362,037	0	0	0	362,037	
小計		1,670,590	547,037	0	0	1,670,590	547,037	1,538,899	127,740	131,691	419,297	
合計		2,217,627		0		2,217,627		1,666,639		550,988		

議案第3号

令和元年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
令和元年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和元年度収入支出決算書及び関係
帳簿・証書類

監査期日

令和2年4月10日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和2年4月10日

監事

氏名

氏名

議案第4号

令和2年度役員(案)の承認について

会 長 長 谷 川 政 美

副会長 鈴 木 喜 久

副会長 市 原 敏 夫

会 計 笠 原 新 一

会 計 石 川 和 利

議案第5号

令和2年度事業計画(案)について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区行政との連絡及び協力に関すること
区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。
- 2 要望事項等の促進に関すること
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。
- 3 功労者の表彰に関すること
本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。
- 4 区民意識の啓発
区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。
- 5 研修会の実施
先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。
- 6 その他必要な事項に関すること
その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和2年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和2年 4月	会 計 監 査	4月10日 (金)
4月	理 事 会	4月15日 (水)
5月	令和2年度通常総会	5月 9日 (土)
6月	理 事 会	6月29日 (月)
9月	三 役 会 ・ 理 事 会	9月28日 (月)
10月	中央区ふるさとまつり	10月18日 (日)
11月	中央区防災訓練	11月 8日 (日)
	活動研修会	
令和3年 1月	理 事 会	1月18日 (月)
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	3月23日 (火)

議案第6号

令和2年度収入支出予算(案)について

収入支出予算書(案)

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会(単位:円)

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,424,000	1,422,000	2,000	区連協:808,170円、地区連協:615,830円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	279,050	281,682	△2,632	63,525世帯×2円(地区連協負担金) 76人×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	524,988	513,937	11,051	
雑収入	雑収入	8	8	0	預金利子
計		2,228,046	2,217,627	10,419	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
		補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費			
交 付 金	地区連協交付金	615,830	615,830	0	624,590	△ 8,760	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	400,000	0	400,000	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		142,000	142,000	0	142,000	0	
	総 会 費	124,000	124,000	0	124,000	0	総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	18,000	18,000	0	18,000	0	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	30,000	30,000	0	50,000	△ 20,000	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費 (区連協会長)、見舞金、弔慰金
事 業 費	活動研修費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	401,216	0	401,216	362,037	39,179	
合 計		2,228,046	1,641,830	586,216	2,217,627	10,419	

令和2年度地区連協交付金明細書

令和2年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,502	10	55,020	20,000	80,020
	3	27	500	13,500	5,668	10	56,680	20,000	90,180
	4	23	500	11,500	6,288	10	62,880	20,000	94,380
	5	6	500	3,000	5,692	10	56,920	20,000	79,920
	8	22	500	11,000	8,295	10	82,950	20,000	113,950
	21	13	500	6,500	1,725	10	17,250	20,000	43,750
	27	24	500	12,000	3,602	10	36,020	20,000	68,020
	45	10	500	5,000	2,061	10	20,610	20,000	45,610
	計	135	500	67,500	38,833	10	388,330	160,000	615,830

-18-

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	173,940
	13	91,260
	16	73,040
	計	338,240

議案第7号

令和2年度議長及び監事の選任について

第5地区町内自治会連絡協議会

議長

■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)

第3地区町内自治会連絡協議会

監事

■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)

第27地区町内自治会連絡協議会

監事

■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。

(2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。

(3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。

(4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することと

し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。

(2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年 5月 16日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年 7月 1日より施行する。

附 則

この会則は、平成30年 5月12日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。